

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第57号 放置自動車等の撤去……………（建設総務課）…2
- 告示第65号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第66号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第67号 指定特定相談支援事業者の指定
……………（障害福祉課）…2

公 告

- 公告第25号 農用地利用集積計画……………（農林茶業課）…2

公 営 企 業

- 告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理
の開始……………2
- 公告第11号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3
- 公告第12号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3
- 公告第13号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………3

告 示

宇治市告示第57号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となつています。

自動車等の所有者は、令和4年5月31日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和4年5月17日

宇治市長 松村 淳子

車 種	塗 色	自動車登録番号等 （車台番号）	放 置 場 所
ヤマハ ビーノ	赤 色	京都市CA9516 （5AU-022107）	宇治市五ヶ庄北ノ庄3 3番地87地先（五ヶ 庄159号線）

（揭示済）

宇治市告示第65号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年5月27日から14日間

令和4年5月27日

宇治市告示第67号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26312 01148	一般社団法人GOODLINKS	相談支援事業所ゆい	令和4年4 月15日	計画相談 支援
	宇治市小倉町西浦33番地32号	宇治市小倉町西浦33番地32号		

公 告

宇治市公告第25号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和4年5月18日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和4年度第4号

令和4年度第5号

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
炭山3 7号線 （区間 1）	炭山堂ノ元12番地の3 炭山堂ノ元19番地の5	前	11.1 ～18.0	25.6	
	炭山堂ノ元12番地の3 炭山堂ノ元19番地の5	後	11.7 ～18.0	25.6	
炭山3 7号線 （区間 2）	炭山堂ノ元19番地の5 炭山堂ノ元19番地の5	前	7.0 ～11.1	5.2	
	炭山堂ノ元19番地の5 炭山堂ノ元19番地の5	後	7.0 ～11.1	5.2	

宇治市告示第66号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年5月27日から14日間

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
炭山37号線 （区間1）	炭山堂ノ元12番地の3 炭山堂ノ元19番地の5	令和4年5月27日

令和4年度第6号

令和4年度第7号

2 縦覧期間

令和4年5月18日以後常時

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般

の縦覧に供します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理 開始年月日	供用及び下水の処理を 開始する区域並びに供 用を開始する排水施設 の位置	排水施設 の合流式 又は分流 式の別	終末処理場の 位置及び名称
令和4年5月 27日	宇治池森の一部・米阪 の一部、伊勢田町浮面 の一部	分流式	八幡市八幡焼 木一香地 洛南浄化セン ター

宇治市上下水道事業公告第11号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	指定工事業者名
第383号	太成工業株式会社

宇治市上下水道事業公告第12号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	指定工事業者名
第381号	株式会社松井設備工業

宇治市上下水道事業公告第13号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和4年5月27日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	指定工事業者名
第382号	中尾電気商会

